

国住指第 3290 号
平成 28 年 12 月 16 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

非常用の照明装置の構造方法を定める件等の改正について（技術的助言）

非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和 45 年建設省告示第 1830 号。以下「第 1830 号告示」という。）の一部を改正する件は、平成 28 年 12 月 16 日に公布し、同日付で施行することとした。また、これに伴い、同改正告示の附則において、建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号。以下「第 285 号告示」という。）の一部を改正することとした。

については、これらの告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

第 1830 号告示は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 5 第 1 号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を定めている。また、第 285 号告示は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、同規則第 6 条第 3 項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検の規定に基づく項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定めている。

今般、一定の建築物の居室等に設置を義務付けている非常用の照明装置について、これまでの新築時に設置されることを想定した電気配線等の仕様に加え、既存の建築物に後付けで容易に設置でき、かつ、特別な配電工事が不要な仕様を追加すること等の基準の改正を行うこととした。

1. 第 1830 号告示について

(1) 予備電源内蔵コンセント型照明器具について (第 1 第 3 号)

照明器具内に予備電源を有する場合、差込みプラグがコンセントから脱落した場合や、途中の電気配線が断たれた場合等の状態であっても、非常時の点灯が可能であるため、コンセントを経由した電源供給を可能とした。ただし、この場合、通常時の充電を確保するため、差込みプラグがコンセントから容易に抜けない措置等を併せて担保することとした。具体的な条件は以下のとおりである。

- ① 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講ずること。
- ② ソケットから差込みプラグまでの電線は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。
- ③ 取り外してはならないものとして、予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

(2) 照明器具内に予備電源を有する場合の電気配線について (第 2 第 5 号)

照明器具内に予備電源を有している非常用の照明装置については、照明器具本体までの電気配線は、通常時の充電を確保すること及び常用の電源の遮断を覚知する機能のみが必要であることから、図 1 のとおり、電気配線の途中にスイッチの設置を禁止することを除き、耐熱性等の規定について合理化することとした。

なお、予備電源内蔵コンセント型照明器具の場合、差込みプラグまでを照明器具として取り扱うことから、照明器具本体及びソケットから差込みプラグまでの電線については、第 1830 号告示第 1 第 2 号及び第 3 号口の規定が適用される。

(3) 電源について (第 3 第 1 号)

常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならないが、照明器具内に予備電源を有している非常用の照明装置については、表示しなくてもよいこととした。

(4) その他

その他必要な字句の修正を行った。

2. 第 285 号告示について

非常用の照明装置を確実に動作させるためには取付けの状況を確認する必

要があることから、当該事項に係る方法及び結果の判定基準の追加等を行った。

第2 第1830号告示等に係る運用上の留意事項

1. 予備電源内蔵コンセント型照明器具の取付けについて

予備電源内蔵コンセント型照明器具は、後付けが可能である一方、予備電源が照明器具内に内蔵され、比較的重量があることが想定されるため、製造業者が示す説明書により正しく取り付け、適正な照度を確保し、動作に支障がないようにすること。取付けに対する不安等について所有者から相談を受けた場合には、電気工事士等専門家に依頼する等の指導を行うこと。

また、第285号告示に基づき、当該項目について要是正として報告された場合には、非常時の確実な動作が確保されないおそれがあることから、速やかに是正指導を行うこと。

2. 予備電源内蔵コンセント型照明器具のコンセント接続について

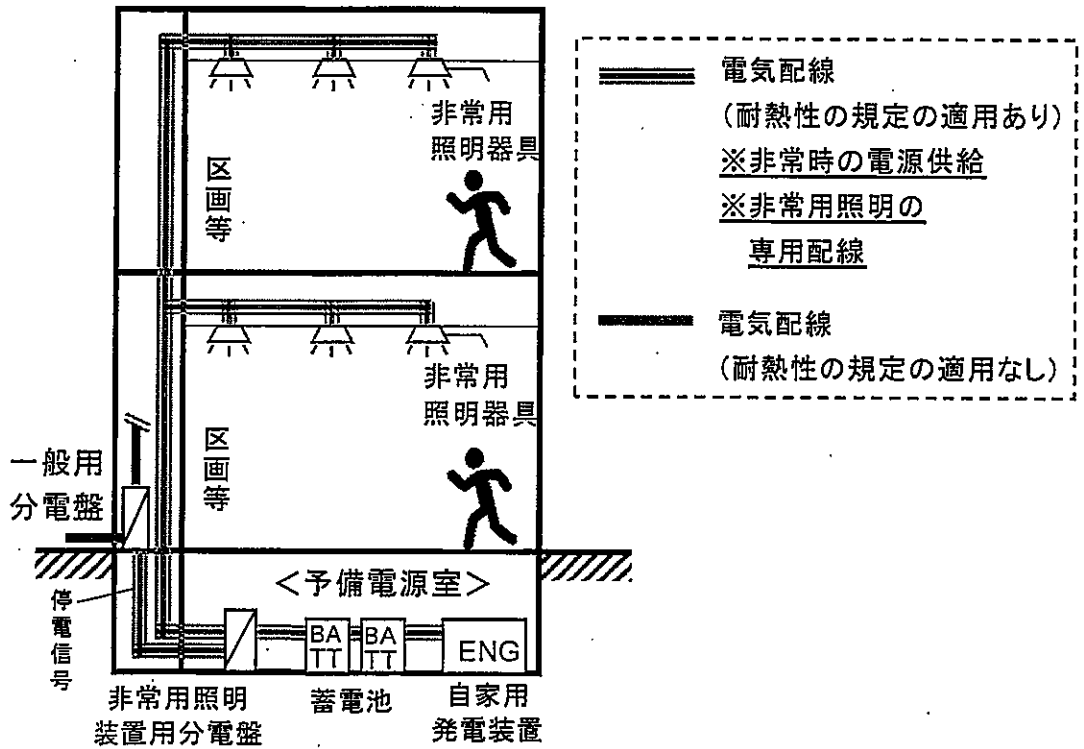
第1830号告示第1第3号イに規定する差込みプラグがコンセントから容易に抜けない措置とは、コンセントカバーの設置その他の意図せずに引き抜かれることを防止する措置を示しており、その具体策は各器具に応じて製造業者が示す説明書によること。また、延長コードによる接続は、当該延長コードのコンセント部分において差込みプラグが容易に抜けるおそれがあることから、予備電源内蔵コンセント型照明器具のコンセント接続には、延長コードを使用しないこと。

3. 照明器具内に予備電源を有する場合における、電気配線の途中のスイッチの取扱いについて

第1830号告示第2第5号において、照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならないこととされている。この場合において、図2に示すよう、3線引き配線、4線引き配線のように、通常時の充電の確保及び常用電源遮断の覚知機能が確保されている場合にあっては、他の電気配線の途中のスイッチには適用しないものとして取り扱って差し支えない。

図1 予備電源内蔵の有無により必要とされる電気配線の考え方

① 予備電源を照明器具とは別に設置する場合



② 予備電源を照明器具に内蔵する場合

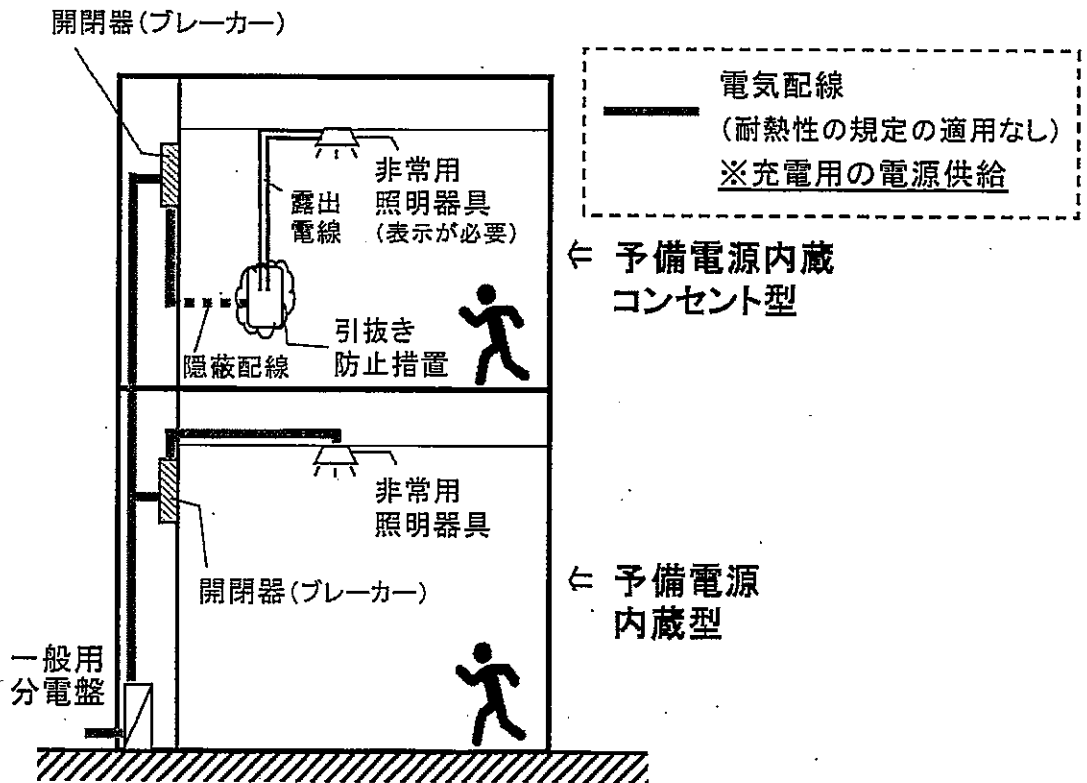
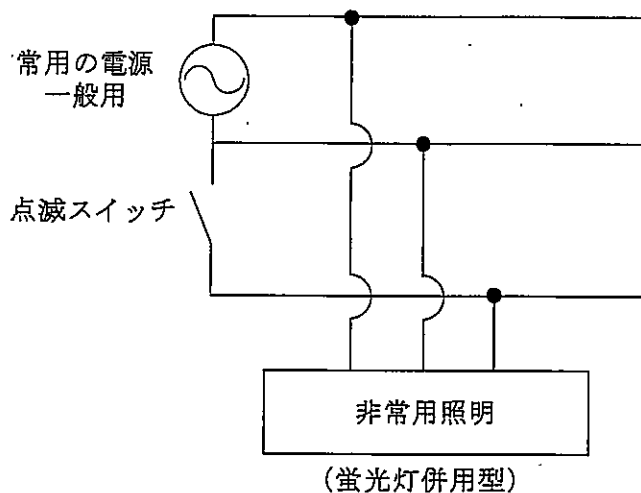


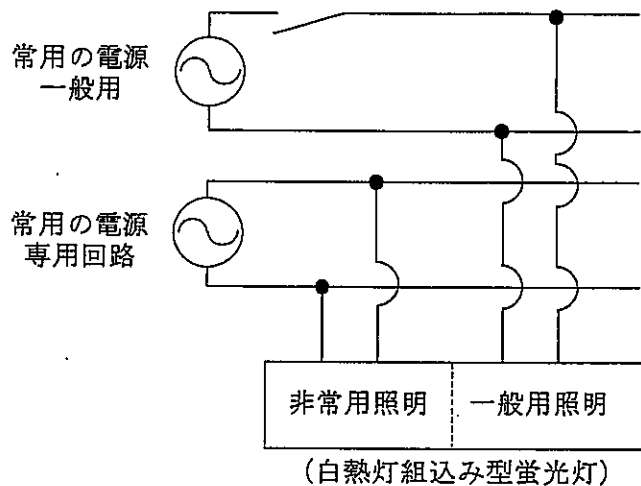
図2 電気配線の途中のスイッチには適用しないものとして取り扱える例

① 3線引き配線の場合



平常時	点灯・消灯
停電時	点灯

② 4線引き配線の場合



	一般用	非常用
平常時	点灯・消灯	消灯
停電時	消灯	点灯